

相模原市告示第533号

相模原都市計画の変更について

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第19条第1項の規定により都市計画を変更したので、次のとおり告示し、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和7年12月25日

相模原市長 本村 賢太郎

1 都市計画の種類及び名称

相模原都市計画住宅市街地の開発整備の方針

2 都市計画を定める土地の区域

（1）追加する部分

なし

（2）削除する部分

なし

（3）変更する部分

相模原都市計画区域の区域

3 都市計画の図書の縦覧場所

相模原市役所都市建設局まちづくり推進部都市計画課